

表1-ア 水道水質基準項目  
水質検査表 <河和配水池系統>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
2	大腸菌	不検出	検出せず							
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年4回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)			
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満							
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満							
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満							
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満							
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満							
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満					1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回	省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	年4回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に省略する。			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07							
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02未満							
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満							
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満							
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満							
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満							
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満							
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満							
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	0.000005未満					1	異常水道から受水している原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に省略する。	
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満					1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)	
22	塩素酸	0.6以下	0.13					省略不可	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満							
24	クロロホルム	0.06以下	0.012							
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満							
26	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003							
27	臭素酸	0.01以下	0.001未満							
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.019							
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.011							
30	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.006							
31	ブromホルム	0.09以下	0.001							
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。				
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満							
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.07				4	過去3年間の検査結果から基準の1/5を超過しているため省略しない		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満							
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.001				1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※2)		
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.0							
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満							
39	塩化物イオン	200以下	12	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	36	年4回	省略可能	1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する(※1)			
41	蒸発残留物	500以下	78							
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満							
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期に月1回	省略可能	1	夏場に1回実施する			
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満							
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年4回	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。			
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満							
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.6	月1回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない			
48	pH値	5.8以上8.6以下	7.6							
49	味	異常なし	異常なし							
50	臭気	異常なし	異常なし							
51	色度	5度以下	0.5未満							
52	濁度	2度以下	0.1未満							
	クリプトスプリジウム等によるおそれの判断(レベル1.2.3.4)	レベル1	過去における原水からの大腸菌群の検出の有無							無し
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上にすることができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上にすることができる。 ※3 水質管理目標設定項目の中から、資機材及び消毒副生成物等の観点からニッケル、ジクロロアセトニトリル、抱水コロラール及び従属栄養細菌について1年に1回測定する。									

表 1-イ 水道水質基準項目  
水質検査表 <上野間配水池系統>

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去 3 年間 最高値	給水栓			設 定 理 由 等
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
2	大腸菌	不検出	検出せず				
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/10以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※2)
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満				
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満				
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満				
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満				
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満				
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.38	年 4 回	省略可能	1	原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、並びに過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に省略する。
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.07				
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.02未満				
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満				
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満				
16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.001未満				
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満				
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満				
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満				
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	0.000005未満				
21	ベンゼン	0.01以下	0.001未満				
22	塩素酸	0.6以下	0.13				
23	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満				
24	クロロホルム	0.06以下	0.01				
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満				
26	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003				
27	臭素酸	0.01以下	0.001未満				
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.018				
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.008				
30	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.006				
31	ブromホルム	0.09以下	0.001未満				
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満				
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.011	省略不可	4	4	省略不可項目のため検査回数を省略しない
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.07				
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01未満				
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.009				
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.7				
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満				
39	塩化物イオン	200以下	12	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	36	年 4 回	省略可能	1	硬度と陰イオン界面活性剤は、原水の状況及びその周辺の状況または資機材の状況を勘案し、かつ過去の検査結果が基準値の1/5以下と低く安定しているため年1回に検査を省略する (※1)
41	蒸発残留物	500以下	79				
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	年 4 回	省略可能	1	夏場に1回実施する
43	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満				
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	年 4 回	省略可能	1	測定値が低く安定しているため年1回に検査を省略する。
46	フェノール類	0.005以下	0.0005未満				
47	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3以下	0.6	月 1 回	省略不可	12	省略不可項目のため検査回数を省略しない
48	pH値	5.8以上8.6以下	7.5				
49	味	異常なし	異常なし				
50	臭気	異常なし	異常なし				
51	色度	5度以下	0.5未満				
52	濁度	2度以下	0.1未満				
クリプトスプリジウム等による おそれの判断 (レベル1, 2, 3, 4)		レベル1	過去における原水からの 大腸菌群の検出の有無			無し	大腸菌検査回数 0回 嫌気性芽胞菌検査回数 0回
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上にすることができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上にすることができる。						